

「死亡を原因とした給付」  
遺族基礎年金 未支給年金 死亡一時金・寡婦年金  
ケーススタディー  
『死亡者の遺族が来訪したとき』

チャプタータイトル ♪～

死亡を原因とした給付

このケーススタディーは、平成27年4月1日時点の法令に基づき制作されています

MC:

このケーススタディーでは、死亡関連の手続きに関する相談・対応について学んでいきましょう。

死亡を原因とした給付

【学習目標】

- \* 死亡関連の手続きのうち、どの給付の手続きをご案内すべきか判断するうえで確認しなければならないポイントを学ぶこと
- \* 生計同一関係や生計維持関係の有無について確認できるようになること
- \* 死亡関連の請求手続きの際に必要な添付書類について来訪者に説明できるようになること

講師  
工藤悠真

ナビゲーター  
永年美結

講師：

ここでの目標は3つあります。1つ目は、死亡関連の手続きのうち、どの給付の手続きをご案内すべきか判断するうえで確認しなければならないポイントを学ぶこと。2つ目は、生計同一関係や生計維持関係の有無について確認できるようになること。3つ目は、死亡関連の請求手続きの際に必要な添付書類について来訪者に説明できるようになることです。

死亡を原因とした給付

【死亡者の遺族が来訪したときの相談ポイント】

遺族基礎年金 寡婦年金 死亡一時金 未支給年金

手続きが必要な年金の種類を適切に判断する

講師  
工藤悠真

ナビゲーター  
永年美結

講師：

国民年金の被保険者や年金受給権のある方などが亡くなったときは、その方の年金について一定の手続きが必要となる場合があります。亡くなった方や遺族の状況に応じて、遺族が請求できる年金の種類や手続きが異なります。

市町村で請求手続きを行えるものとしては、「遺族基礎年金」「寡婦年金」「死亡一時金」「未支給年金」がありますが、亡くなった方の遺族が年金の手続きのために来訪した場合に、どの年金について請求手続きを行うことができるか聞き取りなどによって情報を整理し、適切に判断するための考え方を学習していきます。

死亡を原因とした給付



相談者の状況

乙成町国民年金課窓口以下に以下の男性が来訪

死亡者：日方 紀子（ひかた のりこ）  
(55歳)

来訪者：日方 優作（ひかた ゆうさく）  
(49歳)  
※死亡者の実弟

来訪目的：葬儀社から亡くなった姉の年金の手続きが必要かもしれないと言われて来訪した

MC :

それでは、さっそくケースを見ていきましょう。日方優作（ひかたゆうさく）さん（49歳）の姉である日方紀子（ひかたのりこ）さん（55歳）が亡くなりました。平成27年9月24日、姉が亡くなったことに伴い、日方さんが乙成町の国民年金課を訪れました。

死亡を原因とした給付 導入・相談内容の確認



こんにちは、本日はどのようなご用件でいらっしゃいましたか？

姉が亡くなりまして、葬儀社の方から年金の手続きが必要かもしれないと言われて来ました。姉は日方紀子（ひかたのりこ）と申します。

このたびはお悔やみ申し上げます。紀子様は、生前に年金を受け取っておられたのですか？

はい、姉は6年ほど前に耳が聞こえなくなったときから、障害年金をもらっていたと聞いてます。このほど、交通事故に遭ってしまいました・・・。

吉村 :

こんにちは、本日はどのようなご用件でいらっしゃいましたか？

日方 :

姉が亡くなりまして、葬儀社の方から年金の手続きが必要かもしれないと言われて来ました。姉は日方紀子（ひかたのりこ）と申します。

吉村 :

このたびはお悔やみ申し上げます。

紀子様は、生前に年金を受け取っておられたのですか？

日方 :

はい。姉は6年ほど前に耳が聞こえなくなったときから、障害年金をもらっていたと聞いてます。このほど、交通事故に遭ってしまいました・・・。

死亡を原因とした給付 導入・相談内容の確認



紀子様が受け取られていた障害年金の年金証書は持参いただきましたか？

持ってきました。これです。

ありがとうございます。拝見します。

吉村：  
紀子様が受け取られていた障害年金の年金証書は持参いただきましたか？

日方：  
持ってきました。これです。

吉村：  
ありがとうございます。拝見します。

死亡を原因とした給付 年金コードの確認方法



<年金コード>  
5350  
年金種別

年金コード上2桁	年金種別（主なもの）
11	老齢基礎・老齢厚生年金・特別老齢年金
13	障害基礎・障害厚生年金
14	遺族基礎・遺族厚生年金
53	障害基礎年金
59	寡婦年金
63	障害基礎年金（20歳前初診）
64	遺族基礎年金

講師：  
来訪者が持参した年金証書に記載されている年金コードから、生前に受給者が受けていた年金を把握することができます。ここでは、年金コードの確認方法を説明しておきます。

年金コードは4桁の番号で管理されています。上2桁が年金種別、3桁目が年金制度、4桁目が枝番を表しています。

特に重要な上2桁について、「11」は「老齢基礎年金」、「53」は「障害基礎年金」、「59」は「寡婦年金」、「63」は「20歳前傷病による障害基礎年金」、「64」は「遺族基礎年金」を表しますので覚えておくようにしてください。ただし、「11」については老齢厚生年金の場合もあります。

死亡を原因とした給付 年金コードの確認方法

<年金コード>  
5 3 5 0  
年金制度

年金コード上3桁	年金制度
2	旧法国民年金
3	旧法厚生年金保険
4	旧法船員保険
5	新法
6	旧法共済年金
7	新法共済年金

講師：

3桁目については、「5」は「新法の国民年金または厚生年金保険」、「7」は「新法の共済年金」、それ以外は旧法の年金であることを覚えておくとよいでしょう。

MC：

吉村さんは、年金証書に記載されている年金コードが「5350」であることを確認しました。生前に紀子さんが障害基礎年金を受け取っていたと判断し、ご案内を続けることにしました。

死亡を原因とした給付 本人確認

……ありがとうございます。年金証書を拝見したところ、紀子様は、生前に障害基礎年金を受け取っていらっしまったようですね。こちらの窓口でご相談を承ります。

ありがとうございます。

では、具体的な内容をご説明させていただく前に、たいへんお手数とは存じますが、ご本人確認をさせていただきます。ご本人確認ができる証明書類と、紀子様との身分関係を明らかにする証明書類を提示いただけないでしょうか。

吉村：

……ありがとうございます。年金証書を拝見したところ、紀子様は、生前に障害基礎年金を受け取っていらっしまったようですね。こちらの窓口でご相談を承ります。

日方：

ありがとうございます。

吉村：

では、具体的な内容をご説明させていただく前に、たいへんお手数とは存じますが、ご本人確認をさせていただきます。ご本人確認ができる証明書類と、紀子様との身分関係を明らかにする証明書類を提示いただけないでしょうか。

死亡を原因とした給付 本人確認



私は運転免許証を持っています。その「身分関係を明らかにする証明書類」って何ですか？

紀子様とご姉弟であることを確認させていただきますので、戸籍謄本などがあればよいですね。

戸籍謄本でしたら、さっき隣の窓口で交付してもらいました。あと、姉の住民票の除票ももらっています。

ありがとうございます。拝見します。

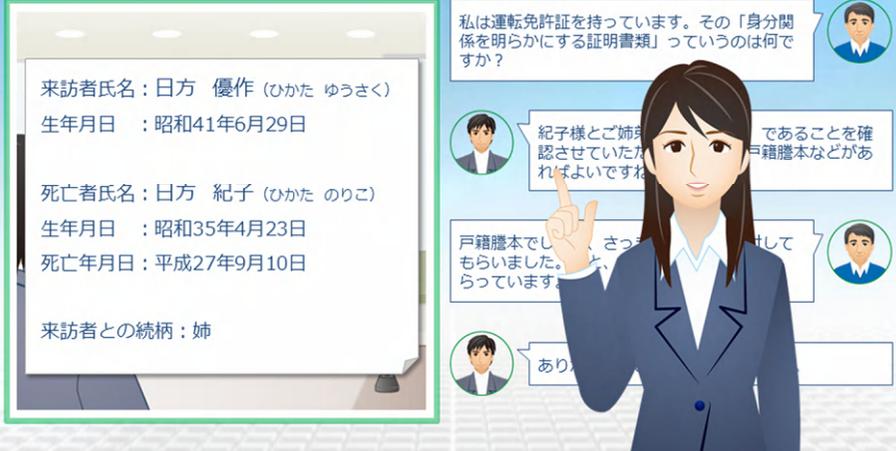
日方：  
私は運転免許証を持っています。その「身分関係を明らかにする証明書類」って何ですか？

吉村：  
紀子様とご姉弟であることを確認させていただきますので、戸籍謄本などがあればよいですね。

日方：  
戸籍謄本でしたら、さっき隣の窓口で交付してもらいました。あと、姉の住民票の除票ももらっています。

吉村：  
ありがとうございます。拝見します。

死亡を原因とした給付 本人確認



来訪者氏名：日方 優作（ひかた ゆうさく）  
生年月日：昭和41年6月29日

死亡者氏名：日方 紀子（ひかた のりこ）  
生年月日：昭和35年4月23日  
死亡年月日：平成27年9月10日

来訪者との続柄：姉

私は運転免許証を持っています。その「身分関係を明らかにする証明書類」って何ですか？

紀子様とご姉弟であることを確認させていただきますので、戸籍謄本などがあればよいですね。

戸籍謄本でしたら、さっき隣の窓口で交付してもらいました。あと、姉の住民票の除票ももらっています。

ありがとうございます。

MC：  
本人確認の結果、「来訪者氏名：日方優作（ひかた ゆうさく）、生年月日：昭和41年6月29日」「死亡者氏名：日方紀子、生年月日：昭和35年4月23日、死亡年月日：平成27年9月10日」であることを確認しました。また、優作さんから提示された戸籍謄本により、紀子さんは優作さんの姉であることを確認しました。

死亡を原因とした給付

# Q&A

ブリッジタイトル ♪～

死亡を原因とした給付

問題

## 問題

聞き取った内容や来訪者が持参した書類から、どのお手続きカードを使用してお案内するべきでしょうか？

考えてみてください。



MC :

ここで問題です。ここまで聞き取った内容や来訪者が持参した書類から、吉村さんはどのお手続きカードを使用してお案内するべきか、考えてみてください。また、今後のやり取りの中で、重点的に確認しなければならない項目を整理してみましょう。

死亡を原因とした給付 解説

**問題**

聞き取った内容や来訪者が持参した書類から、どのお手続きカードを使用してお案内すべきでしょうか？

考えてみてください。

**解答**

**(1) 本人確認**

最初に、年金を請求できる遺族の範囲に当てはまるかどうか確認すること



## (1) 本人確認

講師：

最初に、死亡者の個人情報やプライバシーに関わる情報を取り扱う個別相談に応じる前に、来訪者が、遺族基礎年金、未支給年金、寡婦年金、または死亡一時金を請求できる遺族の範囲に当てはまるかどうか確認するようにしましょう。来訪者の本人確認書類に加えて、戸籍や住民票など死亡者と来訪者の身分関係を明らかにする証明書類の提示を求めたうえで、遺族の範囲に当てはまるか確認する必要があります。具体的な確認方法については各市町村の規定に従ってください。

また、各お手続きガイド巻末に掲載されている「遺族（請求者）の範囲」も参考にするとよいでしょう。

死亡を原因とした給付 解説

**問題**

聞き取った内容や来訪者が持参した書類から、どのお手続きカードを使用してお案内すべきでしょうか？

考えてみてください。

**解答**

**(2) 使用するお手続きガイドの種類**

次のいずれかに該当しますか

父母     孫

祖父母     兄弟姉妹

→ 死亡一時金  
未支給年金

亡くなった方の要件

亡くなった方が老齢基礎年金または障害基礎年金のいずれも受けていない。

## (2) 使用するお手続きガイドの種類

講師：

本ケースの優作さんは、紀子さんの兄弟姉妹であるため「死亡一時金」または「未支給年金」を請求できる遺族に該当します。しかし、紀子さんは生前に障害基礎年金を受け取っていましたので、優作さんが死亡一時金を受け取ることはできません。このことは、死亡一時金・寡婦年金のお手続きカード No.1-1に記載されています。

また、紀子さんには子がありませんので、遺族基礎年金を請求できる遺族はいないこととなります。したがって、本ケースの吉村さんは、「未支給年金 お手続きガイド」を使用してお案内を続けていくことになりそうです。

なお、紀子さんの死亡の原因は「交通事故」ですので、第三者の行為が原因で死亡した可能性もありますが、加害者から損害賠償を受けた場合であっても、死亡一時金および未支給年金は調整の対象とはなりません。

## 死亡を原因とした給付 解説

## 問題

聞き取った内容や来訪者が持参した書類から、どの手続きカードを使用してご案内すべきでしょうか？

考えてみてください。

## 解答

## (3) 生計同一関係の有無



## (3) 生計同一関係の有無

講師：

未支給年金を受け取ることができる遺族は、死亡日において、死亡者と生計を同じくしていた遺族に限られます。この、生計を同じくしていたこと、すなわち生計同一関係の認定要件は、未支給年金のお手続きカード No.1-2に記載されています。

実務上は、請求書に添付された申立書や証明書類の記載内容を踏まえ、日本年金機構が生計維持関係等の認定基準に基づき生計同一関係の認定を行います。その認定結果を踏まえ、国が未支給年金の決定を行うこととなります。したがって、窓口相談の段階で生計同一関係の有無についてある程度の見通しを立てておく必要があります。

## 死亡を原因とした給付 解説

## 問題

聞き取った内容や来訪者が持参した書類から、どの手続きカードを使用してご案内すべきでしょうか？

考えてみてください。

## 解答

## (4) 先順位者の有無

順位	遺族	備考
1	配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>未支給年金を受け取る順位は、1～7の順です。未支給年金を受け取ることができる先順位者がいる場合には、後順位者は受け取ることができません。</li> <li>未支給年金を受け取るべき何順位の遺族が2人以上いる場合であって、そのうち1人がした未支給年金の請求は、全員のためにその金額についてしたものとみなされます。</li> <li>遺族の年齢制限はありません。</li> <li>該当する遺族がない場合は、「死亡届」のみ提出ください。</li> </ul>
2	子	
3	父母	
4	孫	
5	祖父母	
6	兄弟姉妹	
7	上記以外の3親等内の親族	

## (4) 先順位者の有無

講師：

死亡日において、死亡者と生計を同じくしていた遺族が複数名存在する場合があります。このような場合には、生計同一関係の有無に加えて先順位者の有無についても確認するようにしましょう。未支給年金を受け取ることができる遺族の順位は、お手続きカード No.1-1に記載されていますが、巻末に掲載されている「遺族（請求者）の範囲」も参考になるでしょう。

本ケースの優作さんは、紀子さんの兄弟姉妹であり、第6順位の遺族に該当します。したがって、紀子さんの死亡日において生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、または祖父母がいる場合には、優作さんは未支給年金を受け取ることができません。

死亡を原因とした給付 未支給年金の有無・受給要件の確認

こちらをご覧ください。  
戸籍謄本によると紀子様は9月10日に亡くなられていますので、ちょうどこちらに書かれていますように、2か月分の障害基礎年金が未入金分として残っている可能性があります。

そうですか・・・その未入金分はどうなるのでしょうか？

未入金分がある場合には、一定の条件を満たす遺族の方が未支給年金として受け取れることがあります。具体的な説明に入る前に、未入金分が発生しているのかが確認してまいります。確認のため一旦席を離れますので少々お待ちください。

死亡を原因とした給付 未支給年金の有無・受給要件の確認

こちらをご覧ください。  
戸籍謄本によると紀子様は9月10日に亡くなられていますので、ちょうどこちらに書かれていますように、2か月分の障害基礎年金が未入金分として残っている可能性があります。

そうですか・・・その未入金分はどうなるのでしょうか？

未入金分がある場合には、一定の条件を満たす遺族の方が未支給年金として受け取れることがあります。具体的な説明に入る前に、未入金分が発生しているのかが確認してまいります。確認のため一旦席を離れますので少々お待ちください。

MC :  
では、ここまでの解説を踏まえて、続きを見ていきましょう。

吉村 :  
こちらをご覧ください。(未支給年金お手続きガイド No.2-1を提示)  
戸籍謄本によると紀子様は9月10日に亡くなられていますので、ちょうどこちらに書かれていますように、2か月分の障害基礎年金が未入金分として残っている可能性があります。

日方 :  
そうですか・・・その未入金分はどうなるのでしょうか？

吉村 :  
未入金分がある場合には、一定の条件を満たす遺族の方が未支給年金として受け取れることがあります。具体的な説明に入る前に、未入金分が発生しているのかが確認してまいります。確認のため一旦席を離れますので少々お待ちください。

講師 :  
お手続きガイドNo.2-1には、未入金分に関する説明が簡単に書かれていますが、この設例のとおり未入金分が発生しているとは限りません。

例えば、死亡の当時、紀子さんの障害の程度がすでに軽くなっていて、障害基礎年金が支給停止となっている場合も考えられますが、この場合には未入金分は発生しません。障害基礎年金の受給状況などの詳細については年金事務所に確認するようにしてください。

死亡を原因とした給付 未支給年金の有無・受給要件の確認

受給者氏名：日方 紀子（ひかた のりこ）  
 生年月日：昭和35年4月23日  
 障害基礎年金の  
 受給権発生日：平成21年3月3日

平成27年8月分・9月分が未支給年金



MC：  
 年金事務所に照会した結果、「受給者氏名：日方 紀子（ひかた のりこ）、生年月日：昭和35年4月23日、障害基礎年金の受給権発生日：平成21年3月3日」であることを確認しました。

また、平成27年8月までの間、障害基礎年金が継続して支払われており、8月分および9月分が未支給年金であることが確認できました。

死亡を原因とした給付 未支給年金の有無・受給要件の確認

**No.1-1 年金を受け取るための要件**

遺族の要件  
死亡において、亡くなった方の遺族を指しては、以下の遺族に限られます。

順位	遺族	※未支給年金を受け取る場合は、1～7の順です。未支給年金を受け取ることで、ある順位がなくなる場合は、遺族順位は受け取ることになります。
1	配偶者	※遺族年金を受け取る中、共同生活の遺族が2人以上いる場合で、そのうち1人が亡くなった未支給年金の遺族は、遺族の順位がその遺族についていたものになります。
2	子	
3	孫	
4	妻	
5	親	
6	兄弟姉妹	
7	上記以外の、障害基礎年金の遺族	※遺族が障害基礎年金受給者、遺族が障害基礎年金受給者でない場合は、死亡給付のA欄をご覧ください。

亡くなった方の要件  
死亡において、亡くなった方が原則17歳に達するまでに、遺族が受け取ることはできません。

- 年金を受け取る前に亡くなった
- 年金（a）を受け取る権利があったが、遺族がいないで亡くなった

※ 遺族が障害基礎年金受給者、遺族が障害基礎年金受給者でない場合は、死亡給付のA欄をご覧ください。

たいへんお待たせしました。ただいま確認しましたところ、障害基礎年金の未入金分が残っておりますので、こちらの窓口で未支給年金のご請求手続きができる可能性があります。こちらをご覧ください。

ここに書いてある一定の要件を満たす遺族の方は、未支給年金を受け取ることができます。遺族の要件を満たしているか確認するために、いくつか質問をさせていただきます。ご家族のことなどプライバシーに関わるお尋ねもしますがよろしいでしょうか。

ええ、構いませんよ。お願いします。

吉村：  
 たいへんお待たせしました。ただいま確認しましたところ、障害基礎年金の未入金分が残っておりますので、こちらの窓口で未支給年金のご請求手続きができる可能性があります。こちらをご覧ください。（お手続きカード No.1-1を提示）

ここに書いてある一定の要件を満たす遺族の方は、未支給年金を受け取ることができます。遺族の要件を満たしているか確認するために、いくつか質問をさせていただきます。ご家族のことなどプライバシーに関わるお尋ねもしますがよろしいでしょうか。

日方：  
 ええ、構いませんよ。お願いします。

死亡を原因とした給付 未支給年金の有無・受給要件の確認



それでは、質問を始めさせていただきます。紀子様が亡くなられたとき、紀子様と優作様は同居されていましたか？

いいえ。姉と同居してはいませんでした。

では、紀子様と同居されている方はいらっしゃいましたか？

もともとは母と一緒に住んでいました。

吉村：  
それでは、質問を始めさせていただきます。紀子様が亡くなられたとき、紀子様と優作様は同居されていましたか？

日方：  
いいえ。姉と同居してはいませんでした。

吉村：  
では、紀子様と同居されている方はいらっしゃいましたか？

日方：  
もともとは母と一緒に住んでいました。

死亡を原因とした給付 未支給年金の有無・受給要件の確認



ご提示いただいた戸籍謄本によりますと・・・お母様のお名前は千鶴様ですね。亡くなられたときは、紀子様と千鶴様は同居されていましたか？

いいえ。色々と事情があつて、母は半年前に介護老人福祉施設に入居したんです。ですから、姉が亡くなったとき、母とは同居していませんでした。

そうしますと、千鶴様が施設に入居された後、紀子様が日常生活を送るうえでの支援をされていた方はいらっしゃいますか？

姉は、手話講習会に通っていましたので、週1回は私の車で送り迎えしていました。あとは、時々様子を見に行くついでに食べ物の差し入れをしていましたね。

吉村：  
ご提示いただいた戸籍謄本によりますと・・・お母様のお名前は千鶴様ですね。亡くなられたときは、紀子様と千鶴様は同居されていましたか？

日方：  
いいえ。色々と事情があつて、母は半年前に介護老人福祉施設に入居したんです。ですから、姉が亡くなったとき、母とは同居していませんでした。

吉村：  
そうしますと、千鶴様が施設に入居された後、紀子様が日常生活を送るうえでの支援をされていた方はいらっしゃいますか？

日方：  
姉は、手話講習会に通っていましたので、週1回は私の車で送り迎えしていました。あとは、時々様子を見に行くついでに食べ物の差し入れをしていましたね。

死亡を原因とした給付 未支給年金の有無・受給要件の確認



生活費や療養費などに充てるための仕送りはされていきましたか？

姉に直接お金を渡したり振り込んだりはしていませんでしたが、水道光熱費なんかはすべて私が支払っていました。

吉村：  
生活費や療養費などに充てるための仕送りはされていきましたか？

日方：  
姉に直接お金を渡したり振り込んだりはしていませんでしたが、水道光熱費なんかはすべて私が支払っていました。

死亡を原因とした給付

# Q&A

ブリッジタイトル ♪～

## 死亡を原因とした給付 問題

## 問題

聞き取った内容から、  
紀子さんと優作さんの生計同一  
関係の有無、先順位者の有無に  
ついて考えてみてください。



MC :

ここで問題です。ここまで聞き取った内容から、紀子さんと優作さんの生計同一関係の有無、および先順位者の有無について考えてみてください。

## 死亡を原因とした給付 解説

## 問題

聞き取った内容から、  
紀子さんと優作さんの生計同一  
関係の有無、先順位者の有無に  
ついて考えてみてください。

## 解答

## (1) 生計同一関係の有無



## (1) 生計同一関係の有無

講師 :

生計同一関係の認定要件は、お手続きカードNo.1-2に記載されています。本ケースでは、死亡日において優作さんと紀子さんの住所が住民票上異なっており、また同居していなかった可能性が高いです。

したがって、「(B) 優作さんから(死亡者) 紀子さんに対して、または(死亡者) 紀子さんから(B) 優作さんに対して、生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていたと認められる」のか確認する必要があります。

死亡を原因とした給付 解説

問題	解答
「生計の基盤となる経済的援助」に該当するか？	<p>(1) 生計同一関係の有無</p> <p>① 優作さんは、週1回程度、紀子さんを車で手話講習会に送り迎えしていた</p> <p>② 優作さんは、紀子さんの様子を見に行くついでに食べ物の差し入れをしていた</p> <p>③ 紀子さんが負担すべき水道光熱費を優作さんが支払っていた</p>

講師：

聞き取り内容から要件に当てはまる可能性がある情報を整理すると、

- ① 優作さんは、週1回程度、紀子さんを車で手話講習会に送り迎えしていた
- ② 優作さんは、紀子さんの様子を見に行くついでに食べ物の差し入れをしていた
- ③ 紀子さんが負担すべき水道光熱費を優作さんが支払っていたとなります。

ここで注意しなければならないのは、「生計の基盤となる経済的援助」とは「具体的にどの程度の経済的援助を指すのか」ということです。仕送り等の額については、明確な金額は定められていませんが、少額であっても認定対象者の生活の基盤となる程度の額であれば、「生計の基盤となる経済的援助」に該当します。

しかし、認定対象者の生活状態から仕送り等がなくても十分に生活できるのであれば、仕送り等をしていた場合であっても「生計の基盤となる経済的援助」には該当しません。

死亡を原因とした給付 解説

問題	解答
<p>「生計の基盤となる経済的援助」に該当するか？</p> <p>↓</p> <p>認定対象者の収入、生活費、療養費などの支出の金額などを総合的に勘案して、日常生活を送るうえで仕送り等の経済的援助を必要とする者なのかどうか</p>	<p>(1) 生計同一関係の有無</p> <p>① 優作さんは、週1回程度、紀子さんを車で手話講習会に送り迎えしていた <b>該当する</b></p> <p>② 優作さんは、紀子さんの様子を見に行くついでに食べ物の差し入れをしていた <b>該当するとは言えない</b></p> <p>③ 紀子さんが負担すべき水道光熱費を優作さんが支払っていた <b>該当する</b></p>

講師：

本ケースの聞き取り内容が「生計の基盤となる経済的援助」に該当するかどうかを検討してみると、

①については、聴覚障がい者である紀子さんにとって日常生活を送るうえで欠かすことができない手話を学ぶ講習会に行くための交通費を優作さんが負担していたと考えられること

③についても、日常生活を送るうえで欠かすことができない水道光熱費を優作さんが負担していたと考えられること

から、①および③は「生計の基盤となる経済的援助」に該当することになります。一方、②だけでは「生計の基盤となる経済的援助」に該当するとは言えません。訪問の目的や頻度、差し入れの金銭的価値などを具体的に掘り下げて聞き取りしたうえで判断する必要があります。

「生計の基盤となる経済的援助」の判断に際しては、認定対象者の収入、生活費、療養費などの支出の金額などを総合的に勘案して、日常生活を送るうえで仕送り等の経済的援助を必要とする者なのかどうかを検討するようにしてください。

死亡を原因とした給付 解説

**問題**

「生計の援助」

1. Aが配偶者または子

- ① 死亡日においてAが死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日においてAが死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日においてAと死亡者の住所が住民票上異なっていたが、次のいずれかに該当したとき
  - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていと認められるとき
  - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
    - (i) Aから死亡者に対して、または死亡者からAに対して、生活費、療養費等の経済的な援助が行われていたこと
    - (ii) 死亡者との間に定期的に音信、訪問があったこと

「生計の基礎となる経済的援助」である必要はない

講師：

なお、仮に本ケースの優作さん（A）が、紀子さん（死亡者）の「配偶者または子」である場合には、優作さんと紀子さんとの間に「生活費、療養費等の経済的援助」や「定期的な音信・訪問」のような実態があることが認められれば、要件を満たすことになります。

この場合、②だけでも要件を満たすことにはなりますが、あわせて「単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたこと」も確認する必要があります。

死亡を原因とした給付 解説

**問題**

聞き取った内容から、紀さんと優作さんの生計同一関係の有無、先順位者の有無について考えてみてください。

**解答**

(2) 先順位者の有無

✓ 既婚の要件

死亡日において、ご亡った方と生計を同じくしていた方の遺族に準拠されています。

順位	資格
1	配偶者
2	子
3	父母
4	孫
5	兄弟姉妹
6	兄弟姉妹の遺族
7	上記以外の「続柄」内の親類

- ・未支給年金を受け取る際は、1～7の順です。未支給年金を受け取ることで、できる先順位者がいる場合には、後順位者は受け取ることができません。
- ・未支給年金を受け取る配偶者以外の遺族が2人以上いる場合であっても、そのうち1人がした未支給年金の請求は、全員のためにその存続に基づいてしたもののみとなります。
- ・遺族の年齢制限はありません。
- ・請求する遺族がない場合は、「死亡届」のみ提出ください。

(2) 先順位者の有無

講師：

本ケースでは、お手続きカードNo.1-1に記載されているとおり、紀さんの母が先順位者となる可能性があります。紀さんが亡くなった当時、紀さんと母が生計を同じくしていた場合には、紀さんの母が先順位者となります。この場合、優作さんは未支給年金を受け取ることができません。

死亡を原因とした給付 解説

**問題**

聞き取り  
紀子さん  
関係の  
ついて

2. Bが父母、孫、祖父母、兄弟姉妹またはその他の3親等内の親族

**生計同一要件**  
いずれか

- ① 死亡日においてBが死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日においてBが死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日においてBと死亡者の住所が住民票上異なっていたが、次のいずれかに該当したとき
  - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
  - イ Bから死亡者に対して、または死亡者からBに対して、生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていたと認められるとき

講師：

したがって、紀子さんと母との間の生計同一関係の有無についても確認する必要があります。優作さんと同様に「(B) 母から(死亡者) 紀子さんに対して、または(死亡者) 紀子さんから(B) 母に対して、生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていたと認められる」のかどうかを、確認する必要があります。

なお、本ケースでは、冒頭の本人確認の段階で優作さんから戸籍謄本の提示を受けていますので、優作さんからの聞き取り内容が正しいのかどうか、また、他の先順位者が存在しないかかどうかをあわせて確認するようにしましょう。

死亡を原因とした給付 請求順位・生計同一関係の確認

**No.1-1 年金を受け取るための要件**

遺族の要件

死亡日において、亡くなった方と生計を同じくしていた次の遺族に限られています。

順位	遺族
1	配偶者
2	子
3	父母
4	孫
5	祖父母
6	兄弟姉妹
7	上記以外の3親等内の親族

- ・未支給年金を受け取る順位は、1～7の順です。未支給年金を受け取ることができない先順位者がいる場合には、後順位者は受け取ることができません。
- ・未支給年金を受け取るべき同順位の遺族が2人以上いる場合であって、そのうち1人がした未支給年金の請求は、全員のためにその全額についてしたものとみなされます。
- ・遺族の年齢制限はありません。
- ・該当する遺族がない場合は、「死亡届」のみ提出ください。

② 遺族の確認

こちらをご覧ください。未支給年金を請求できる遺族には順位があります。優作様は第6順位ですが、千鶴様が第3順位になりますので、千鶴様が先順位者となる可能性もあります。

そうすると、私ではなく母が未支給年金を受け取ることはないんですか？

MC：

先ほどの解説を踏まえて、続きを見ていきましょう。

吉村：

こちらをご覧ください。(お手続きカード No.1-1を提示)  
未支給年金を請求できる遺族には順位があります。優作様は第6順位ですが、千鶴様が第3順位になりますので、千鶴様が先順位者となる可能性もあります。

日方：

そうすると、私ではなく母が未支給年金を受け取ることになるんですか？

死亡を原因とした給付 請求順位・生計同一関係の確認

**No.1-2 年金を受け取るための要件**

☑ 生計同一関係の認定要件

1. Aが配偶者または子

① 死亡においてAが死亡した者の被保険者として被保険していたこと  
 ② 死亡においてAが死亡した者の被保険者として被保険していたこと  
 ③ 死亡においてAが死亡した者の被保険者として被保険していたこと  
 ④ 死亡においてAが死亡した者の被保険者として被保険していたこと

生計同一関係  
 ① 生計同一関係とは、Aが死亡した者の被保険者として被保険していたこと  
 ② 生計同一関係とは、Aが死亡した者の被保険者として被保険していたこと  
 ③ 生計同一関係とは、Aが死亡した者の被保険者として被保険していたこと  
 ④ 生計同一関係とは、Aが死亡した者の被保険者として被保険していたこと

2. 母が父、孫、親父母、兄弟姉妹またはその他の被保険者の被保険者であること

① 死亡においてAが死亡した者の被保険者として被保険していたこと  
 ② 死亡においてAが死亡した者の被保険者として被保険していたこと  
 ③ 死亡においてAが死亡した者の被保険者として被保険していたこと  
 ④ 死亡においてAが死亡した者の被保険者として被保険していたこと

それは、紀子様が亡くなられた当時、千鶴様と紀子様が生計を同じくしていたかどうかによります。こちらをご覧ください。紀子様が亡くなられた当時、紀子様と千鶴様が別居していた場合、千鶴様から紀子様に対して、または紀子様から千鶴様に対して、生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていたと認められるときは、生計を同じくしていたと言えます。千鶴様と紀子様が生計を同じくしていた場合には、千鶴様が先順位者となりますので、優作様が未支給年金を受け取ることはできません。

母は施設に入っていて、姉も耳が聞こえなくて障害がある状況でしたので、お互いに経済的な援助なんてできるはずないですよ。

吉村：  
 それは、紀子様が亡くなられた当時、千鶴様と紀子様が生計を同じくしていたかどうかによります。こちらをご覧ください。（お手続きカード No.1-2を提示）  
 紀子様が亡くなられた当時、紀子様と千鶴様が別居していた場合、千鶴様から紀子様に対して、または紀子様から千鶴様に対して、生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていたと認められるときは、生計を同じくしていたと言えます。千鶴様と紀子様が生計を同じくしていた場合には、千鶴様が先順位者となりますので、優作様が未支給年金を受け取ることはできません。

日方：  
 母は施設に入っていて、姉も耳が聞こえなくて障害がある状況でしたので、お互いに経済的な援助なんてできるはずないですよ。

死亡を原因とした給付 請求順位・生計同一関係の確認

**No.1-2 年金を受け取るための要件**

☑ 生計同一関係の認定要件

1. Aが配偶者または子

① 死亡においてAが死亡した者の被保険者として被保険していたこと  
 ② 死亡においてAが死亡した者の被保険者として被保険していたこと  
 ③ 死亡においてAが死亡した者の被保険者として被保険していたこと  
 ④ 死亡においてAが死亡した者の被保険者として被保険していたこと

生計同一関係  
 ① 生計同一関係とは、Aが死亡した者の被保険者として被保険していたこと  
 ② 生計同一関係とは、Aが死亡した者の被保険者として被保険していたこと  
 ③ 生計同一関係とは、Aが死亡した者の被保険者として被保険していたこと  
 ④ 生計同一関係とは、Aが死亡した者の被保険者として被保険していたこと

2. 母が父、孫、親父母、兄弟姉妹またはその他の被保険者の被保険者であること

① 死亡においてAが死亡した者の被保険者として被保険していたこと  
 ② 死亡においてAが死亡した者の被保険者として被保険していたこと  
 ③ 死亡においてAが死亡した者の被保険者として被保険していたこと  
 ④ 死亡においてAが死亡した者の被保険者として被保険していたこと

かしこまりました。ところで、戸籍謄本によりますと・・・優作様にはお兄様の健司様もいらっしゃいますね。

はい。兄は婿養子に入って奥さんの両親と暮らしていますよ。母の入所が決まってから、これからどうしていこうかと兄と話し合いをした結果、母の面倒は兄が見て、姉の生活の支援を私がするという事に決まったんです。

そうですか。では、簡単な聞き取りは以上となります。ありがとうございました。それでは、未支給年金のご請求手続きについてご案内させていただきます。いくつかの必要書類がございますので用意してまいります。少々お待ちください。

吉村：  
 かしこまりました。ところで、戸籍謄本によりますと・・・優作様にはお兄様の健司様もいらっしゃいますね。

日方：  
 はい。兄は婿養子に入って奥さんの両親と暮らしていますよ。母の入所が決まってから、これからどうしていこうかと兄と話し合いをした結果、母の面倒は兄が見て、姉の生活の支援を私がするという事に決まったんです。

吉村：  
 そうですか。では、簡単な聞き取りは以上となります。ありがとうございました。それでは、未支給年金のご請求手続きについてご案内させていただきます。いくつかの必要書類がございますので用意してまいります。少々お待ちください。

死亡を原因とした給付 請求順位・生計同一関係の確認

講師：

未支給年金を受け取れる遺族の範囲は広いです。特に、2親等または3親等の親族が受給要件を満たしているかどうかを判断するためには先順位者の有無の確認が必要となりますので、聞き取り内容や戸籍謄本などにより把握した情報を「請求順位チェックシート」に転記したうえで、整理しておくのがよいでしょう。

また、配偶者以外の遺族の場合は、順位が同じ遺族が複数存在するケースもあります。これらの遺族のうち1人がした未支給年金の請求は、同順位者全員のためにその全額についてしたものとみなされます。他の同順位者が同時に請求手続きをしないように、来訪者が代表して未支給年金の請求手続きを行ったことを他の同順位者に伝えていただくよう案内してください。

なお、本ケースの吉村さんは、先順位者の可能性がある（母）千鶴さん、および同順位者の可能性がある（兄）健司さんは、紀子さんとの間に生計同一関係がなく、未支給年金の受給要件を満たさないと判断しました。

死亡を原因とした給付 必要書類の案内

MC：

ここからは、吉村さんがどのような手順で添付書類について案内するのか見ていきましょう。

吉村：

それでは、こちらの必要書類リストを使って順番にご説明します。まず、こちらが未支給年金の請求書です。こちらに必要な項目を漏れなく記入いただく必要があります。

日方：

どこに書けばいいですか？

吉村：

こちらに記入例がありますので、参考にしてください。

死亡を原因とした給付 必要書類の案内

請求書等記入例 - 必要書類を含む -

それでは、こちらのリストを使って順番にご説明します。こちらが請求書です。こちらに必要項目を記入いただく必要があります。

どこに書けばいいですか?

こちらに記入してください。

講師：  
未支給年金の請求書について、お手続きガイドの請求書等記入例を見ていただきながら記入してもらおうようにしましょう。本ケースの場合、記入内容で注意する点は次のとおりです。

死亡を原因とした給付 必要書類の案内

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金  
未支給【年金・保険給付】請求書

死亡した受給権者

請求される方

講師：  
・「死亡した受給権者」の欄は、紀子さんの年金証書および戸籍謄本の記載内容と照らし合わせて記入します。  
・「請求者」の欄は、請求者の本人確認書類と照らし合わせて記入します。受取機関欄に金融機関の証明印が押されていない場合は、請求者が記入した内容と、預金通帳や貯金通帳、キャッシュカードなどの記載内容が一致していることを確認してください。インターネット専業銀行等の場合は、口座番号のわかる画面をプリントアウトしたものにより確認を行ってください。なお、請求者本人の基礎年金番号の記入は不要です。

死亡を原因とした給付 必要書類の案内

講師：

- ①欄について、紀子さんと生計を同じくしていた方の有無を記入します。本ケースの場合、兄弟姉妹の欄の「いる」を丸で囲み、それ以外は全て「いない」を丸で囲むようにしてください。
- ④欄について、未支給年金の請求者が、死亡者の配偶者または子の場合であって、住民票上世帯を別にしているが住所が住民票上同一であるときは、この欄に記入いただくようにします。この欄に記入いただくことによって、「生計同一関係の申立書」の添付を省略することができます。本ケースでは、この欄を使用することはできません。「生計同一関係に関する申立書」を別紙により提出してもらいます。

死亡を原因とした給付 必要書類の案内

講師：

- 2枚目は複写式になっていますが、年金証書を添付できない場合は、「2.死亡した受給権者の年金証書」欄、ア、イ、ウの理由のうち該当するものを丸で囲みます。この欄は記入漏れが多いので注意してください。

死亡を原因とした給付 必要書類の案内



次に、こちらの「生計同一関係の申立書」に記入いただきます。記入いただいた内容は、未支給年金の受給要件の有無を確認するために活用させていただきます。

どの程度書いたらいいのでしょうか。

先ほどお話しいただいた内容を踏まえて丁寧に記入いただく必要があります。これから記入方法をご説明します。

吉村：  
次に、こちらの「生計同一関係の申立書」に記入いただきます。記入いただいた内容は、未支給年金の受給要件の有無を確認するために活用させていただきます。

日方：  
どの程度書いたらいいのでしょうか。

吉村：  
先ほどお話しいただいた内容を踏まえて丁寧に記入いただく必要があります。これから記入方法をご説明します。

死亡を原因とした給付 生計同一に関する必要書類

生計維持関係等の認定基準

② 生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者が死亡した者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族である場合  
ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき  
(イ) 生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていると認められるとき

別表2 生計同一に関する認定関係

認定対象者の状況区分	提出書類
②-ウ- (イ)	a それぞれの住民票（世帯全員）の写 b 経済的援助についての申立書 c 第三者の証明書又は別表4に掲げる書類

講師：  
生計同一に関して提出いただく書類は、「生計維持関係等の認定基準」の別表2に記載されています。本ケースは、別表2「認定対象者の状況区分」「②-ウ- (イ)」に該当しますので、提出いただく書類は次のとおりとなります。

- a それぞれの住民票（世帯全員）の写
- b 経済的援助についての申立書
- c 第三者の証明書または別表4に掲げる書類

ここでは、1つ1つ丁寧に見ていきましょう。

死亡を原因とした給付 生計同一に関する必要書類

それぞれの住民票（世帯全員）の写

- ① 紀子さんの住民票の除票
- ② 紀子さんが亡くなった当時、紀子さんと住民票上同一世帯に属していた者がいる場合には、紀子さんの世帯全員の住民票
- ③ 優作さんの世帯全員の住民票

講師：  
 老齢基礎年金や障害基礎年金のケーススタディーでは、請求者の氏名・生年月日の確認などのために住民票の提出を求めるケースを説明しました。本ケースで提出を求める「それぞれの住民票（世帯全員）の写」は、生計同一関係を確認するために活用します。具体的には、次の住民票の添付が必要になります。

- ① 紀子さんの住民票の除票
- ② 紀子さんが亡くなった当時、紀子さんと住民票上同一世帯に属していた者がいる場合には、紀子さんの世帯全員の住民票
- ③ 優作さんの世帯全員の住民票

死亡を原因とした給付 生計同一に関する必要書類

それぞれの住民票（世帯全員）の写

生計維持関係等の認定基準  
 別表2 生計同一に関する認定関係

認定対象者の状況区分	提出書類
②-ウ-（イ）	a それぞれの住民票（世帯全員）の写 b 経済的援助についての申立書 c 第三者の証明書又は別表4に掲げる書類

講師：  
 障害基礎年金の加算額の対象となる子などの確認漏れを防ぐ観点から、「生計維持関係等の認定基準」では、「世帯全員」の住民票の提出を求めることが定められています。このほか、先順位者の有無を確認するために世帯全員の住民票を活用することができます。本ケースを例に説明します。



講師：

本ケースでは、(①および) ②によって紀子さんと千鶴さんが住民票上同一世帯であったと把握された場合には、千鶴さんが未支給年金の受給者となることから、優作さんは未支給年金を受け取ることができないと判断できます。



講師：

また、(①および) ②によって、紀子さんと健司さんが住民票上同一世帯であったと把握された場合には、紀子さんと千鶴さんが生計同一関係になれば、健司さんも未支給年金の受給者となります。

死亡を原因とした給付 生計同一に関する必要書類

②紀子さんの世帯全員の住民票、または  
③優作さんの世帯全員の住民票

父 (死亡) 母 千鶴

死亡者 紀子 弟 健司 弟 優作

生計同一 (住民票上同一世帯)

生計同一 (生計の基盤となる経済的な援助)

講師：

一方、(①および) ②または③によって、紀子さんと優作さんが住民票上同一世帯であったと把握された場合には、紀子さんと千鶴さんが生計同一関係になれば、優作さんは未支給年金を受け取ることができると判断できます。

このように、世帯全員の住民票を確認することにより、先順位者の有無を踏まえ未支給年金の受給権の有無を判断することが可能となります。

死亡を原因とした給付 生計同一に関する必要書類

経済的援助についての申立書

1. 亡くなった方と、別世帯となっていたこと、または、別居していたことについて、その理由を教えてください。

本ケースでは記入不要

認定対象者が「配偶者または子」の場合に記入

講師：

次に、お手続きガイドに掲載されている「生計同一関係に関する申立書」の見本を例にして、申立書の具体的な記入方法を確認していきましょう。

1. について、本ケースではこの欄への記入は不要です。

なお、認定対象者が配偶者または子の場合には、別世帯または別居の理由を記入いただくようにしましょう。亡くなった方とその配偶者または子は、離婚や離縁を前提に別居している場合などもあります。また、子の場合、親から独立して別生計を営んでいる場合もあります。このような事実関係が把握された場合には、生計同一関係が認められない可能性もあります。

死亡により世帯主が変更となった場合には、「世帯主が死亡したことにより、世帯主が変更となった。」などと簡潔に記入していれば大丈夫です。

死亡を原因とした給付 生計同一に関する必要書類

2. 亡くなった方と、住所が住民票上異なっていた方にお尋ねします。

(1) 亡くなった方と親に起居を共にし、かつ、消費生活上の厚計を一つにしておりましたか？ (はい) (いいえ)

(2) 上記(1)で「はい」の場合は、亡くなった方との同居生活の状況を教えてください。

(3) 上記(1)で「いいえ」と回答した方にお尋ねします。

① 亡くなった方から定期的な仕送りなどの経済的援助を受けておりましたか？ (受けていた) (受けていない)

② あなた様から亡くなった方に対して定期的な仕送りなどの経済的援助しておりましたか？ (していた) (していません)

③ 上記①または②における経済的援助の内容を教えてください。

(ア) 経済的援助の種類 (年) (回) (回数)

(イ) 経済的援助の内容、その目的など

母(千鶴)の介護老人福祉施設入居に伴って、別居の兄(健司)と話し合いのうえ、紀子が負担すべき水道光熱費などについて月20,000円程度を支払っていた。

講師：

2. について、本ケースでは、(1)は「いいえ」、(3)は①「受けていない」、②「していた」をそれぞれ丸で囲みます。

③については、経済的援助の具体的な内容を記入してもらうようにしましょう。例えば、「母(千鶴)の介護老人福祉施設入居に伴って、別居の兄(健司)と話し合いのうえ、紀子が負担すべき水道光熱費などについて月20,000円程度を支払っていた。」などの記入内容が考えられます。「誰に」「何を」「いくら」「どのような目的で」「どのような手段で」などの要素を織り交ぜて記入いただくことが重要です。

死亡を原因とした給付 生計同一に関する必要書類

経済的援助についての申立書

④ 亡くなった方との間の定期的な音信・訪問の状況について教えてください。

(ア) 音信・訪問の手段 ( 紀子の住所を直接訪問していた )

(イ) 音信・訪問の頻度 ( 年 (回) 約 5 回程度 )

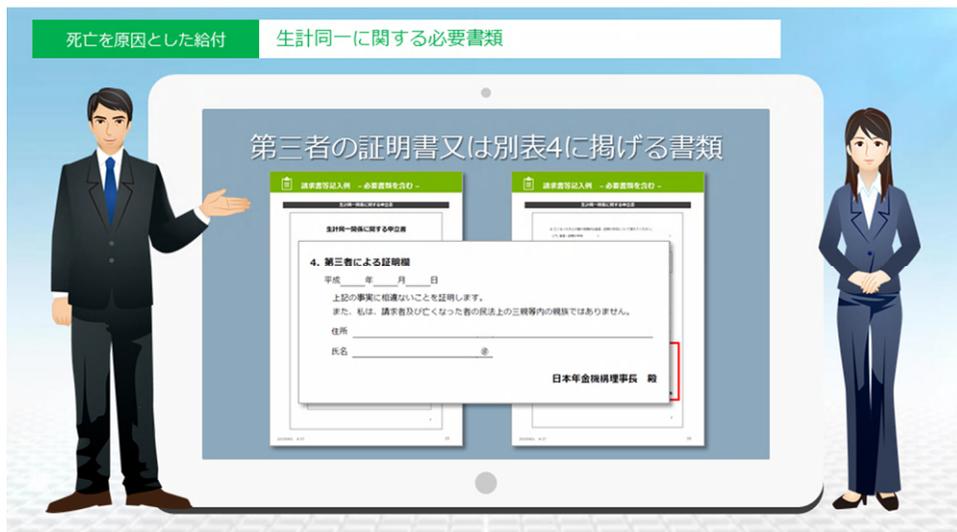
(ウ) 音信・訪問の内容、その目的など

週1回程度、紀子が手話講習会に出席するために、私が紀子を車で送り迎えしていた。(ガソリン代は毎月3,000円を負担、送迎の所要時間は月6時間程度) また、母、紀子の様子を見に行くついでに、食への差し入れをしていた。

講師：

④については、本ケースの場合、記入は不要です。

ただし、音信・訪問の内容が経済的援助の側面をも兼ね備えている場合には、③の事実関係を補強する材料として記入いただくのもよいでしょう。例えば、「週1回程度、紀子が手話講習会に出席するために、私が紀子を車で送り迎えしていた。(ガソリン代は毎月3,000円を負担、送迎の所要時間は月6時間程度)」などの記入内容は、認定のための判断材料となります。



講師：  
請求者と亡くなった方の住所が、死亡の当時、住民票上異なっていた場合には、「生計同一関係に関する申立書」の記入内容について第三者から証明してもらうか、または申立書の記入内容に関する証明書類を提出いただく必要があります。



講師：  
第三者証明における「第三者」とは、民生委員、町内会長、家主、事業主、入所施設の関係者、隣人等であり、請求者または亡くなった方の民法上の3親等以内の親族は含まれません。未支給年金お手続きガイド巻末の「遺族（請求者）の範囲」を使用して、申立書の記入内容について3親等以内の親族以外の者から証明をいただくよう説明してください。

死亡を原因とした給付 生計同一に関する必要書類

第三者の証明書又は別表4に掲げる書類

生計維持関係等の認定基準  
別表4 生計同一関係を証明する書類

事項	提出書類
①健康保険等の被扶養者になっている場合	健康保険被保険者証等の写
②給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合	給与簿又は賃金台帳等の写
③税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票又は課税台帳等の写
④定期的に送金がある場合	預金通帳、振込明細書又は現金書留封筒等の写
⑤その他①～④に準ずる場合	その事実を証する書類

講師：

申立書の記入内容に関する証明書類を提出いただく場合には「生計維持関係等の認定基準」の別表4を参照してください。本ケースでは、優作さんの預金通帳などから、紀子さんが負担すべき水道光熱費などが、死亡日まで定期的に支払われている事実を把握できれば、その預金通帳のコピーをもって証明書類とすることになります。

死亡を原因とした給付 生計同一に関する必要書類

・・・これでよし、と。記入できました。こんな感じでどうでしょうか？

はい・・・これで大丈夫です。ところで、水道光熱費などを負担されていたことの証明書類を何かお持ちでしょうか？証明書類がない場合には、この申立書に記入いただいた内容について第三者から証明を取得したうえで添付いただく必要があるのですが。

水道光熱費は、すべて私の預金口座から自動引落で支払ってましたので・・・通帳なら今日持ってます。それから・・・そう言えば領収書もありますね。今年の分がまとめてありますので、確認してみてください。

MC：

吉村さんは日方さんに生計同一関係申立書の記入方法について1つ1つ丁寧に説明を始めました。日方さんはその説明に従い、申立書を自分で記入することができました。

日方：

・・・これでよし、と。記入できました。こんな感じでどうでしょうか？

吉村：

はい・・・これで大丈夫です。ところで、水道光熱費などを負担されていたことの証明書類を何かお持ちでしょうか？証明書類がない場合には、この申立書に記入いただいた内容について第三者から証明を取得したうえで添付いただく必要があるのですが。

日方：

姉の水道光熱費は、すべて私の預金口座から自動引落で支払ってましたので・・・通帳なら今日持ってます。それから・・・そう言えば領収書もありますね。今年の分がまとめてありますので、確認してみてください。

死亡を原因とした給付 生計同一に関する必要書類



預金通帳と領収書に申立書・・・記載内容はあっていますね。これで大丈夫です。預金通帳と領収書について、コピーを取ってもよろしいですか？

どうぞ。

・・・ありがとうございました。お返しします。あとは住民票があれば必要な書類が揃います。先ほど紀子様の住民票の除票をお取りいただいたと伺いましたが、優作様の世帯全員の住民票はお持ちでしょうか？

あ、いえ、私の分は持ってないですね。

MC :

吉村さんは、日方さんから提示を受けた預金通帳と領収書の記載内容を確認し、平成27年1月以降の預金通帳と領収書、申立書の記載内容に相違がないことを確認しました。

吉村 :

預金通帳と領収書に申立書・・・記載内容はあっていますね。これで大丈夫です。預金通帳と領収書について、コピーを取ってもよろしいですか？

日方 :

どうぞ。

吉村 :

・・・ありがとうございました。お返しします。あとは住民票があれば必要な書類が揃います。先ほど紀子様の住民票の除票をお取りいただいたと伺いましたが、優作様の世帯全員の住民票はお持ちでしょうか？

日方 :

あ、いえ、私の分は持ってないですね。

死亡を原因とした給付 生計同一に関する必要書類



それでしたら、隣の戸籍住民課で交付できますのでこのあと請求してきていただけますでしょうか？優作様の世帯全員の住民票をご請求ください。

はい、わかりました。

優作様の住民票をお受け取りになりましたらもう一度こちらの窓口へお越しください。

吉村 :

それでしたら、隣の戸籍住民課で交付できますのでこのあと請求してきていただけますでしょうか？優作様の世帯全員の住民票をご請求ください。

日方 :

はい、わかりました。

吉村 :

優作様の住民票をお受け取りになりましたらもう一度こちらの窓口へお越しください。

死亡を原因とした給付 生計同一に関する必要書類



私の住民票をもらってきました。

ありがとうございます。これでご請求に必要な書類がすべて揃いました。順番に確認させていただきます。

お願いします。

MC：  
優作さんは、戸籍住民課で優作さんの世帯全員の住民票を交付してもらい、再び国民年金課へ戻ってきました。

日方：  
私の住民票をもらってきました。

吉村：  
ありがとうございます。これでご請求に必要な書類がすべて揃いました。順番に確認させていただきます。

日方：  
お願いします。

死亡を原因とした給付 請求後の流れ



未支給年金請求書、紀子様の年金証書、優作様の預金通帳のコピー、戸籍謄本、紀子様の住民票除票と優作様の世帯全員の住民票、生計同一関係申立書、それから水道光熱費の領収書コピーですね。

では請求書を受理させていただきます。審査には3~4か月程度かかりますが、支給が決定しましたら未支給年金決定通知書が届きます。それからおおむね50日後に指定口座へお振り込みとなります。

わかりました。

吉村：  
未支給年金請求書、紀子様の年金証書、優作様の預金通帳のコピー、戸籍謄本、紀子様の住民票除票と優作様の世帯全員の住民票、生計同一関係申立書、それから水道光熱費の領収書コピーですね。

では請求書を受理させていただきます。審査には3~4か月程度かかりますが、支給が決定しましたら未支給年金決定通知書が届きます。それからおおむね50日後に指定口座へお振り込みとなります。

日方：  
わかりました。



講師：

最後に、「未支給年金 説明事項のご確認」の各記載内容について請求者または代理人に署名いただくとよいでしょう。窓口担当者が説明を行った事跡を残すことは、後のトラブルを防止するうえでも有効です。

吉村：

最後にになりますが、こちらに私からご説明した事項をまとめてあります。ここに書かれている内容について説明を受けたことをご確認のうえ、こちらに本日の日付と氏名のご記入をお願いします。

日方：

はい・・・書きました。

吉村：

ありがとうございます。ご説明は以上となります。お疲れ様でした。

日方：

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。



MC：

いかがでしたか？ 吉村さんは、来訪者への聞き取りや戸籍謄本などの書類から案内すべき給付の種類を適切に判断することができました。また、お手続きガイドを活用して、来訪者が未支給年金を請求できる遺族であるかどうか丁寧に確認していましたね。

講師：

死亡に伴う年金の手続きに遺族が来訪した場合、来訪者自身がどの年金を請求できるのか把握していないことも多いですので、死亡を原因とした給付の中から亡くなった方や遺族の状況に応じてどの給付の案内を行うべきか適切に判断をすることが大切です。

本ケースでは、未支給年金のみを案内することになりましたが、複数の給付の中から来訪者自身に選択いただく必要があるような場合もあります。死亡を原因とした給付のお手続きガイドをよく見くらべて、それぞれの要件や給付の内容について確認しておくようにしましょう。